

# 中小企業憲章制定運動の可能性

大林 弘道

(神奈川大学)

## 目次

### はじめに

- 1 中小企業憲章制定運動の創発と展開
  - 1.1 中小企業憲章制定運動の創発と展開
  - 1.2 初期段階における論点
- 2 中小企業憲章学習運動の成果
  - 2.1 「高度な」学習の喚起
  - 2.2 中小企業・地域経済振興への取組み
  - 2.3 自社経営分析
  - 2.4 同友会運動への理解の深化
- 3 中小企業憲章制定運動の意義
  - 3.1 金融アセスメント法制定運動の継承・発展
  - 3.2 同友会運動の理念の具体的前進
  - 3.3 「改革」の「成果」の限界の克服
  - 3.4 改正後の中小企業政策の課題への取組み

### おわりに

## はじめに

本稿は、中小企業家同友会<sup>1)</sup>による中小企業憲章制定運動について、その意義と可能性について考察したものである。第1の課題は、中小企業憲章制定運動という運動は一体どのような意味や意義を持つ中小企業運動であるかということについての検討である。それは、中小企業運動の歴史にしばしば見られてきたような法律制定運動でなく、何よりも、憲章制定運動であるという点に特徴があり、その特徴の検討は日本における中小企業運動上初めての運動の固有の性格や意義を解くことを意味する。また、中小企業運動による法律制定運動の場合、目指した法律制定それ自体の達成の如何に関わらず、運動の過程で様々な成果を生み出してくることは稀ではなく、それは法律制定運動への期待でもあり、さらに、制定後の当該法律の形骸化を

回避する手立てとなるものであるが、中小企業憲章制定運動の場合、後述するように既に様々な面での成果を生み出し、さらに生み出す可能性が高いということである。本稿の第2の課題は、そうした成果の意義を明らかにすることである。

ところで、このような中小企業憲章制定運動は後述するようにまだ初期段階にある。それを現時点で考察しようとするのは性急に過ぎるとも考えられるが、同運動の様々な分野への取り組みの広がりや、同運動の特徴と可能性に注目し、今後展開するであろう展望をも検討しておく必要を要請している。また、ついでにいえば、筆者は既に日本における中小企業運動について若干の考察<sup>2)</sup>を加えてきているが、本稿はその一環でもあり、かつ、今後の中小企業運動研究にさらなる地平を開くための礎石にしたいとも考えている。

## 1 中小企業憲章制定運動の創発と展開

### 1.1 中小企業憲章制定運動の創発と展開

同友会運動において、最初に中小企業憲章制定が言及されたのは、中同協によって日本政府に提出された「2004年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言」<sup>3)</sup>の中である次の文章である。

日本政府は、中小企業を国民経済の豊かで健全な発展を質的に担っていく中核的存在として位置づけ、日本経済に果たす中小企業の重要な

役割を正確かつ正当に評価することを通して、中小企業政策を産業政策における補完的役割から脱皮して中小企業重視へと抜本的に転換することを「宣言」し、日本独自の「中小企業憲章」を制定すること。また、「憲章」の主旨を地方公共団体にも徹底するため、「中小企業振興基本条例」を未制定の自治体に制定を促すこと。

この「2004年度要望・提言」の中小企業憲章制定の提唱では、同友会運動における従来からの主張である、産業政策の名による大企業政策に代わる中小企業政策の主体性の確保もしくは中小企業政策における産業政策の補完的役割からの脱却という主張、および、地域における中小企業振興条例の制定の推進という主張を中小企業憲章の制定に結びつけたことに特徴が見られる。またなお、この段階では政府に対する中小企業憲章の制定の要望・提言であって、中小企業憲章制定の運動の提唱とはなっていない。

その後、中同協は中小企業憲章制定の意義を自覚しつつ、同年7月に行われた中同協第35回定時総会の総会宣言<sup>4)</sup>で中小企業憲章制定・地域中小企業振興条例制定の同時推進の運動の提唱を行った。その当時、同定時総会を伝える新聞紙上では《中小企業憲章》の見出しが採用され、注目されていたが、中小企業憲章という用語自体については多くの会員はもちろん役員層にも知られておらず、そうした用語を採用して提唱された運動も具体化・実践化の方針が模索的で必ずしも明確ではなかったため、各地同友会のレベルでは戸惑いが生じていた。そのため9月に開催された中同協2003年度第1回常任理事会において、当面の中小企業憲章制定運動を《中小企業憲章学習運動》として展開する方針を確認することになった。その結果、各地同友会における政策委員会を中心に中小企業憲章学習運動がようやく開始されていくことになったのである。しかし、その過程でも、次節で検討する論点のほかに、日本における中小企業憲章制定運動のいわばイメージそのものが欠如していたの

で、討議のための素案が必要であるという意見もあり、そのため、中同協の事務局を中心に素案の作成に取り組むことになった。

翌2004年6月の中同協幹事会に素案が提出され、それが同年7月の中同協第36回定時総会に討議素案<sup>5)</sup>という形で提案された。その中で、中小企業憲章制定運動の次の《4つの柱》が提案された。すなわち、中小企業憲章学習運動の推進(中小企業憲章の必要性や日本経済における中小企業の位置などの学習)、中小企業振興基本条例制定運動への着手、同友会運動諸活動との連携、会員企業と憲章との関係の明確化(経営指針の中に自社と日本の未来を描くなど)である。その結果、中小企業憲章学習運動の方向が形づけられ、各地同友会において多様な取り組みが開始されていった。また、同年8月の中同協第1回(2004年度)常任幹事会で中小企業学習運動推進本部の設置が承認され、その後9月の中同協全国広報・情報化交流会では「中小企業憲章を広く深く」をテーマに討議された。

このような過程を経て、10月の中同協第1回(2004年度)政策委員会で各地同友会の政策委員会における上記学習運動の諸活動についての本格的な討議が可能になり、また、11月の中同協主催「中小企業憲章学習運動」推進研修交流会の開催によって中小企業憲章学習運動は実質的にスタートを切ったと評価されるに至った。そして、翌年1月の中同協専門委員会・連絡会・部会代表者会議でさらにそれぞれにおける活動が交流され、3月の中同協中小企業憲章学習運動推進本部第1回会議(政策委員会と合同)の中で、各地同友会における、各地同友会における方針、例会における企画、推進担当の組織の設置という三つの取組む課題が提案され、確認されたのである。

次いで2005年中同協第37回定時総会・挨拶<sup>6)</sup>で赤石義博中同協会長は中小企業憲章制定運動を一日も早く“学習”から“制定”の運動へ変えていくことを強調した。こうして、中小企業憲章制定運動は、現在、初期段階としての学習運動

を充実させつつ、その段階を離陸する用意を整え始めたという時期にあるということができようであろう。

## 1.2 初期段階における論点

ところで、上記の中小企業憲章学習運動の初期段階からいくつかの疑問や問題が提出されていた。そのうち、文字通り学習が必要な論点が2つあった。一つは、中小企業憲章のモデルとなっている「ヨーロッパ小企業<sup>7</sup>憲章」「European Charter for Small Enterprises」とはそもそもどのような内容と意義をもつものかということであった。そして《憲章》という用語の意味が理解されていないし、そもそもそれは法律といかなる関係にあるのかなどが疑問とされた。そしてまた、もう一つの論点である中小企業憲章は中小企業基本法といかなる関係にあるのか、中小企業基本法が制定されているにもかかわらず、なぜ中小企業憲章が必要であるのかなどの問題が論議されたのであった。

「ヨーロッパ小企業憲章」は、日本ではわずかに永山利和<sup>8)</sup>や三井逸友<sup>9)</sup>によって紹介されていたに過ぎないから、一般的に研究者の範囲においても知られていなかった。しかし、中小企業家同友会はかねてからヨーロッパの中小企業団体と交流があり、ヨーロッパ中小企業には関心が深かったので、2000年のEUにおける「ヨーロッパ小企業憲章」の理解は困難ではなかった。この「ヨーロッパ小企業憲章」は、「前文」・「諸原則」・「行動のための指針」の3つの部分から構成されている。前文で理念を述べ、それを14の具体的な原則にまとめ、それらの原則の実現のために10の行動の指針を立てている。

その「行動のための指針」は、企業家教育から順に列挙されていることに関心がもたれるが、「行動のための指針」の最後で「われわれは、経過的に進捗を評価し、そして、世界の最良に照らして、小企業経営が持続的にわれわれの成果を改善するように影響を与えるすべての分野の最善の実例を学び、探すことを強化する効果的な

指標を採用する」と結んでいるように、これらの指針の実現の進捗状況が毎年、加盟国・加盟予定国毎におよびEU全体として点検・評価され、報告されている。

このような「ヨーロッパ小企業憲章」は、日本の中小企業経営者が一読すれば、経済的基盤の広く、大きな違いを意識したとしても、また、1990年代以降の日本の中小企業が置かれた困難な状況を思うとしても、賞賛ないしは憧憬の気持ちを持つことは当然のことと思われる。むしろ、それが理想主義的と受け取られた面があり、それがゆえに反発さえあった面も否定できないのである。しかし、「ヨーロッパ小企業憲章」の理解は、その背景についても、三井逸友によるEU自体やEU中小企業政策の精力的な紹介<sup>10)</sup>が学ばれ、きわめてゆっくりしたテンポであったが、同友会運動の内部に徐々に浸透していった。

もう一つの論点である中小企業憲章と中小企業基本法との関係・関連である。それについては、中小企業憲章の《憲章》の語義が問われるとともに、中小企業基本法の本格的な学習を必要としていた。前者については、語義のひとつの理解とともに、日本における「児童憲章」<sup>11)</sup>の学習などをも実施し、憲章の意義の理解を深めた。中小企業基本法については、1999年におけるその抜本改正についての中同協の意見表明などが同友会運動の中で、学習され、それを基に諸活動が実践されていたから、中小企業経営者としての理解はかなりの水準にあったと思われる。したがって、筆者などの見解<sup>12)</sup>も参照されて、現時点では、憲章は法とは異なるが、一方では法の運用の基準となるものであり、他方では法の将来像を提示するものであること、制定が期待される中小企業憲章は、現行の中小企業基本法を積極的・発展的に活用するとともに、今後の中小企業基本法の改正の方向性を示し、その基本法の存在自体の意味をもあるべき方向に改革するものとなるという位置付けに到達している。

こうした二つの論点に共通して、中小企業憲

章は、中小企業に関係する人々という範囲に限定されるのではなく、国民自身が中小企業を国民的な立場で位置づけるという意味をもつものと理解されている。ヨーロッパ小企業憲章が議会で可決されたからだけでなく、文章自体がEU加盟諸国民、英語で言えば「we」で始まっているからである。つまり、中小企業憲章の制定ということも、国民の理解、意思、協働があって始めて可能であると考えなければならないのである。

## 2 中小企業憲章学習運動の成果

中小企業憲章制定運動の上述した初期の段階である中小企業憲章学習運動において、評価しうる注目すべき成果を生んでいった。それらは、既述の「4つの柱」の方針の結果であるが、同時に、その具体化においては各地同友会の工夫や知恵がそれぞれに生かされていた。それらはまた、中小企業憲章学習運動の成果であるにもかかわらず、それぞれの個別課題の成果において固有の意義をもつものである。

### 2.1 「高度な」学習の喚起

中小企業憲章学習運動の初期段階での論点として紹介した二つの問題は、中小企業研究者であっても十分な理解があるとも思われない「高度な」問題である。現在、それらの問題の学習・研修・研究は既に各地同友会の理事会レベルから、それぞれの同友会によっては委員会レベル、さらには支部レベルの例会・公開例会へと実施が拡張してきている。

それらの学習は当初大学研究者等を講師とするものである場合が多かったのであるが、その後は、中同協の赤石義博会長をはじめとする役員に加えて、大橋正義中同協政策委員会委員長(株)大橋製作所社長)や杉村征郎静岡同友会代表理事(株)杉村精工(株)会長)などの現役経営者がみずからの経営を通じて中小企業憲章を語るというスタイルが作り上げられていった。こうした活

動を「語り部」としているが、その数は着実に増加している。また、愛知同友会においては「中小企業憲章学習マニュアル」を作成しており、支部レベルでも自主的に学習ができるようなシステムが構築されつつある。

このような「高度な」学習が会員の自主的な形で展開されてきていること自体高く評価すべきことと思われる。今後は二つの論点を超えて、様々な論点が検討されていくことが重要であり、おそらくこのような学習はさらに継続されるであろうから、それは会員企業の経営および経営者個人においてもまた同友会運動においても有意義な結果をもたらすことになるだろう。

### 2.2 中小企業・地域経済振興への取組み

当面の中小企業憲章学習運動において、いち早く取組まれたのは、地域における中小企業・地域経済振興の課題であった。とりわけ、岐阜同友会から始まった地域自治体への地域産業振興等の調査(アンケート調査・電話調査・訪問調査など)は、興味深いものであった。

たとえば、その岐阜同友会の調査結果<sup>13)</sup>を検討すると、県内の大きな主要自治体と極めて小さい自治体においては十分な回答が得られなかったが、中規模自治体や地域産業政策に積極的と思われる自治体からは細かな回答が得られているし、とくに、後者からは興味深い回答が寄せられている。大きな自治体の場合、公刊された資料で回答は補填できるという意味と思われるが、小さい自治体の場合、専門担当者が配置されていない、もしくは、首長他少数上級幹部以外責任ある回答はできないというのが実情のようである。その場合、商工会にほぼ依存した形で商工行政が実施されているとする回答が少なくないようである。

また、沖縄同友会における同様の調査の場合<sup>14)</sup>は、小規模の市町村であっても、それぞれ独自の地域事情に合わせて特産品に特化する地域産業政策をもっているようであり、この点、自治体の小規模性と地域産業政策への取組みの消

極性とは一致しないという傾向を示している。ここには、中小企業政策とも関連して本土の地域振興と沖縄の地域振興との相違<sup>15)</sup>があると考えられる。

また、各市町村自治体が実施する地域産業政策の内容・実態について、それらの自治体の担当者自身が相互に良く知っていない状況があることが窺えた。おそらく、都道府県の産業政策から導き出される地域産業政策を各市町村自治体で実施するという系統の政策実施があるため、地域産業政策は県の了解や承認が重視さたり、あるいは、県への依存があるなど、地域相互の調整や協力が弱いためではないかと思われる。ここには、今後の地域産業政策を考える上でのひとつの論点が提起されているように思われる。

上の調査は当初中小企業・地域経済振興条例制定に向けた問題意識から実施したものであったので、そうした条例の有無が大きな関心であった。確かに、そうした条例が未制定の自治体は多く存在するが、同時に、名称は多様であるが、主旨を同じくする条例が既に制定済みで、しかも担当者さえ認識していない自治体の例が少なくないのが実情であった。このような地域における様々な振興条例の意義はさらに検討されなければならないが、鹿児島大学法文学部法政策学科による条例データベースの作成<sup>16)</sup>とそれへの全国的な関心が高まるっていることは大いに注目すべきことである。

以上の中小企業・地域振興条例に関わる調査はその後各地同友会で実施されつつあるが、さらに、地域に関わる調査を事務局が中心になって独自の中小企業・産業データベースの作成に取り組んでいる北海道同友会の例もある。一般には、中小企業家は自社の立地地域の事情を熟知していると思われるが、多くの場合、その知識は当該企業の属する業界・業種によって偏りが大きい場合が普通である。そのために、地域に関わる条例などの制定への取り組みには当然地域に関する客観的な知識が必要であり、そうした要請に応える形でのデータベースの作成

が重要になっている。それはまた、事務局員を含めた会員相互での活動上の論議において、共通認識の基礎を強化し、相互のコミュニケーションを円滑化し、活発化するためにも有効である。

さらに、こうした中小企業・地域経済振興への取り組みは、また、同友会運動の同種の経験を再認識させる機会となった。たとえば、北海道同友会しりべし・小樽支部における倶知安町での実践、「魅力ある地域づくりの提言と実績」<sup>17)</sup>が改めて全国に認識されることになった。

今日、「地域」は社会の政治、経済、文化などほとんどの側面でのキーワードになっている。その意味で、中小企業憲章学習運動が地域中小企業・地域経済振興に取り組むことはきわめて時宜に適ったことといえるし、そうした潮流<sup>18)</sup>に貢献もできるだろう。

### 2.3 自社経営分析

中小企業憲章学習運動が開始されてから、愛知同友会では、中小企業憲章制定運動を地に足が着いた運動にするためにも、先述の「4つの柱」の第4の柱にいち早く取り組んだ。その第1歩として「自社経営」と中小企業憲章の関係を問う、記述式のアンケートを考案し、実施した。そのアンケートは「自社を取り巻く経営環境(業界の特徴・現状)」、「自社の方向性(自社の経営方針)」、「望ましい経営環境」、「中小企業憲章」に望むことの4項目の問いによって構成されている。回答者はA4用紙2枚程度に記述している。このアンケートの回答には次のような特徴がある。第1に、アンケートの問いが記述式であり、会員経営者自身しか回答できない内容であるから、記述には苦しんだとの声があったが、同時に、それが勉強になったとの感想があった。経営者がアンケートの設問にあるような経営の基本問題を絶えず検討しておくことが必須かつ大事なことであることを裏付けている。

第2に、同アンケートがまず業界の分析と自社のポジションを問うていることが重要である。

すなわち、企業存立の基礎である競争の分析から始めるということになるからである。それに加えて、企業の内部諸条件と外部環境を自覚させ、次いで、その外部環境の改善方向を回答させ、その結果として中小企業憲章の内容に踏み込ませているのである。このような自社分析が、自社経営の内部諸条件のいわゆる「強み」「弱み」の分析に留まらず、内部環境と外部環境の峻別、外部環境の変革可能性を認識させている。外部環境の変革可能性は、ややもすると、迂遠で無理な課題のように見なされがちであるが、今日にあっては決してそうでない。何よりも同友会自身の目的のひとつでもあるばかりでなく、現在の改革の時代にはそうした外部環境の変革可能性を認識し、提案することは中小企業家には敢えて責務とさえいわなくてはならないことである。

いいかえれば、上のような自社経営分析は、中小企業学習運動と自社経営との結合を図る、

中小企業経営における競争状況と自社の位置を認識する、 前述 における競争状況の認識を前提に経営方針を策定する、 経営方針を実践するときの外部環境を分析する、 望ましい外部環境を検討する、 前述 において、多数の中小企業にとって望ましい環境条件を憲章の課題として集約するものとなっている。同友会運動にあっては、「経営指針成文化運動」が最も定着した運動して継続し発展してきているが、自社経営分析は経営指針作成を主観的願望に止めず、客観的な適切性・妥当性を保証するものとなるといえる。

## 2.4 同友会運動への理解の深化

中小企業憲章学習運動の以上の成果は、当然に同友会運動自身の理解を深める契機となっている。中同協による中小企業憲章制定運動の提起の当初、各地同友会レベルではその内容自体に対してというよりも、中同協の提起という、その提起の方向に対して疑問や重圧を感じた面があった。金融アセスメント法制定運動の場合

のように各地同友会のそれぞれの運動の、中同協による集約、汲み上げが全国的な運動によって展開されるというのとは違っていた。運動論としては、各地同友会からの提起であっても、中同協のそれであっても、それ自体の是非は、個別課題の性格や問題化の状況によりいずれの場合もありうるし、それぞれに応じて適切なあるいは必然的な展開がありうる。

しかし、今回の場合、必ずしもそうした理解から発想されず、中同協の提起を、全国的な運動体における中央本部からの指令のように受け止める傾向が、むしろ、各地同友会の側にあり、今回の中同協による問題提起を上のごとく感じさせ、誤解させた面があった。しかし、中同協がその名称の通り、都道府県同友会の全国協議会であり、運動体の主体はあくまでも各地同友会にあり、その自発性・積極性なくしては、あるいは、それらを引き出すことなくしては成り立たない運動体としての性格を持っている。このような傾向は、その後の中小企業憲章制定運動に関わる全国交流会などの討議の中で克服、解消されていった。

個別の問題の取り組みの中で、組織原則が再学習され、より進化した自覚と理解の下で運動が前進したことは重要な成果であった。いずれにせよ、現在、中小企業憲章制定運動という運動の初期段階であるにもかかわらず、自らの運動を検証しなおしながら、新たな運動が進められていることに、運動の基本が守られていることのように思われる。

## 3 中小企業憲章制定運動の意義

以上に述べてきたような中小企業憲章制定運動はどのような意義があるだろうか。もとより、繰り返すように、現在、その初期段階に過ぎず、なお、意義を問うのは性急に過ぎるが、中小企業憲章制定運動の広がりや深さを考慮すると、常にいずれの時点にせよ、その意義を振り返りつつ運動が検討される必要があると考える。

### 3.1 金融アセスメント法制定運動の継承・発展

中小企業憲章制定運動は何よりもまず、金融アセスメント法制定運動の継承・発展を担うものである。金融アセスメント法制定運動は、なお未だ法制定そのものには成功していないが、次のような成果を生んでいる。金融アセスメント法制定運動においては、953議会(29都道府県)で決議・意見書採択され(2005年10月31日現在)、署名数1,010,042筆(2005年3月17日現在)に達している。その経過を通じて、金融庁の「リレーションシップ・バンキング(地域密着型金融)」政策等に明らかにその反映が見られる。

ところで、そもそも中小企業運動の場合、その運動が大きな盛り上がりや大きな成果を生んだ場合ほど、運動の急速な終息、さらには挫折感などに見舞われやすい。そのため、運動の主体的対応としては当然に運動の一服感の回避や持続性の確保が課題となり、新たな運動の提起を必要とすることになる。もちろん、こうした運動固有の課題において無理な課題設定はむしろ有害であって、問題自体の必然性がなくてはならないはずである。金融アセスメント法制定運動は、その基礎にあるのはいうまでもなく中小企業金融問題であって、その今日的な課題への取組みが同運動を導いていったといえる。その意味で、金融アセスメント法制定運動自体をもさらに進め、さらに、その限界を乗り越えるためにも、金融問題とその政策に止まらない、中小企業憲章のようなより広い展望をもつ課題への方向性が生まれたことは決して不自然ではないだろう。政策総体への、改革の時代への積極的対応として中小企業憲章制定運動はむしろ必然であったというべきであろう。

### 3.2 同友会運動の理念の具体的前進

中小企業憲章は中小企業家の要求・要望でもあるが、それだけではない。社会に対して自ら責任を負おうとする宣言でもあると理解されている。その意味で、中小企業家自らの自覚に基づ

いて推進する中小企業運動であるから、地域・国民諸階層の期待としての中小企業・中小企業家、「民」「地方」の中核としての中小企業・中小企業家、先導者・挑戦者としての中小企業・中小企業家などの立場が要求される。こうした新しい中小企業運動を自覚的に進めることは、同友会運動のみならず、他の中小企業団体の中小企業運動とも連帯させる契機となるだろう。

### 3.3 「改革」の「成果」の限界の克服

今日の「構造改革」に引き継がれてきたこれまでの諸改革は、中小企業から見ると、企業制度改革(労働法・経済法・中小企業法・会社法など)、企業組織改革(企業再構築・雇用制度・会計制度など)、企業環境改革(選挙制度・省庁組織・地方自治体・教育組織など)として1980年代以来、非常な広い深い範囲の改革であった。

しかし、それらの改革の成果は、現時点においてはなおきわめて偏在していると評価しなければならないだろう。すなわち、一方で、製造大企業の高業績(+ITベンチャー企業の浮上)、都市銀行の復活(+消費者金融の繁栄)をもたらししたが、他方で、中小企業の業績未回復、地域経済の低迷、国民諸階層における不安の増大が残されたままで今日に至っている。この事態が現在の日本経済の問題状況を現しており、それらをどのように解決するかの展望を提起することは国民各階層の不可避な課題、責務となっている。したがって、中小企業が自らの存立の場から発言することが有効であるし、必要である。

### 3.4 改正後の中小企業政策の課題への取組み

さらに、今日の中小企業は、短期的・現時点的にいえば、中小企業基本法改正後の中小企業政策の個別の問題・課題に取り組みなければならないということである。たとえば、中小企業庁は2005年4月から施行された「中小企業新事業活動促進法」の意義を解説する文章<sup>19)</sup>の中

で、1999年の中小企業基本法の改正は全面的な改正であったことはいうまでもないが、その改正にともない政策理念が大きく転換されたにもかかわらず、その具現化のための施策が景気低迷ゆえに総合的かつ抜本的な検討が十分なされてこなかったと指摘している。こうした政策の現状において中小企業は現実そのものに苦闘していたと同時に展望を失っていたといわなければならないであろう。その意味で「中小企業新事業活動促進法」がどのような意味で改正後の中小企業政策の総合性・抜本性を担保しているか改めて検討してみる必要があるが、同時に、当然に中小企業からの自発的・率先的な提案が必要となるであろう。したがって、中小企業憲章制定そのものはいうまでもなく、それへのこれまで述べてきたような取組みがそうした必要に対応するものとなるであろう。

## おわりに

以上のような中小企業憲章制定運動は、その初期段階である現在においても意義ある成果を生んでいるように思われる。その意味で、今後、このような運動が推進されるならば、中小企業に大きな希望を抱かせるし、そうした希望を支える新しい中小企業運動の出発ともなるであろう。そのためには、以下のような課題があるといえるだろう。

まず、中小企業憲章制定運動の基礎となる「自社経営」分析アンケートの実施と分析・中小企業地域経済振興条例への多様な取り組みが、一層の工夫と知恵によって進展する必要がある。また、現在はいずれの企業規模の企業であっても、一般に「経営戦略」が必要になっている時代であり、自社の経営の努力が叫ばれているが、中小企業はもちろん大企業といえども、自社の経営内部のみに視野を集中していればよいというわけではない。これまで、強調していたように、自社の経営の充実は経営内部の点検と外部環境の分析およびその変革とを通じて、真に経営の

発展を図らなければいけない。その意味で、同友会運動は自社経営分析が示した経営・運動・政策が一体化した方向への先進性が期待されるわけであるが、今後は、例会報告などにおいて一般経営講座的水準を越えた報告、また、短期的視野から中長期的な視野を持った報告が望まれる。そして、一般の中小企業家の多くが不安と確信との間で動揺している状況の中では、日本という国家・社会に対する中小企業家の礎石を獲得することが必要である。

さらに、中小企業憲章制定運動は現在中小企業家同友会に限定されているが、他団体で同様の主旨をもつ動きの可能性が皆無であるわけではない。そうした他団体との連帯も不可欠である。

最後に、付け加えなければならない中小企業にかかわる課題は、現在、中小企業の経営者や労働者が、自らの経営や勤労の意義を確信できない面があるということである。それは個々の経営や勤労が日本経済の中での意義を理解しない限り獲得できない課題である。あるいはまた、中小企業研究においてその分析対象がますます細分化・局所化しており、現代日本の中小企業の全体像が見えなくなっている、言い方を代えれば、そうした全体像を中小企業白書のそれ等に依存しがちな傾向があるということである。これらの課題が依然として存続する中にあっては、日本経済における中小企業の位置や意義、中小企業問題の総合的な現状分析の推進の必要が重要であるし、中小企業憲章制定運動はそのような全体像の目的意識的な追究がなくては、運動の正しい方向を獲得できないはずである。また、逆に、中小企業憲章制定運動はそうした追究を可能にしているともいえる。ここにも、中小企業憲章制定運動の可能性がある。

1)以下、中小企業家同友会を、中小企業家同友会全国協議会および都道府県単位の中小企業同友会の



両者をあわせた総称として用い、その運動を同友会運動と呼ぶ。また、中小企業家同友会全国協議会は中同協と略称し、都道府県単位の中小企業家同友会は、東京同友会などと都道府県名を冠した名称として略称する。

- 2) 以下の拙稿,大林弘道[2000],大林弘道[2001],大林弘道[2002],大林弘道[2003a],大林弘道[2003b]を参照。
- 3) 中小企業家同友会全国協議会[2003]を参照。
- 4) 中小企業家同友会全国協議会[2003]を参照。
- 5) 中小企業家同友会全国協議会[2005]を参照。
- 6) 中小企業家同友会全国協議会[2005a] p.218
- 7) 『小企業』はSmall Enterprisesの訳であるが、注意が必要である。EUでは企業Enterpriseを大企業Large Enterprise(従業員数250人以上)、中規模企業Medium-sized Enterprise(同50~249人)、小企業Small Enterprise(同10~49人)、マイクロ企業Micro Enterprise(同10人未満)に分類している。EUの文書にはこれらのほかに自営業theself-employed、手工業Craft Enterpriseなどの分類もある。この憲章における“小企業”は通常の中小企業Small and Medium-sized Enterprises(以下、SMEsと略称)を漠然と代表させたのではなく、上の企業規模分類での小企業を明確に指している。憲章の内容から理解できるように小企業の役割を評価し、それを支援することによって中小企業SMEs総体の役割が大きくなることを目指しているのである。(中小企業家同友会全国協議会[2005b] p.41)
- 8) 永山利和[2002]を参照されたい。
- 9) たくさんの論稿があるが、最新の三井逸友[2005]を参照。
- 10) 先と同じく、三井逸友[2005]を参照。
- 11) 児童憲章自体については、中小企業家同友会全国協議会[2005b] p.49を参照。
- 12) 大林弘道[2003a],大林弘道[2003b]を参照。
- 13) 岐阜県中小企業家同友会石川貴晴事務局長へのインタビューに基づく。(2005年4月7日)
- 14) 沖縄県中小企業家同友会大城辰彦事務局長へのインタビューに基づく。(2005年9月12日)
- 15) 沖縄では1999年改正以前の旧中小企業基本法に基づく中小企業政策が十分に実施されなかったが、むしろ、新中小企業基本法による中小企業政策の理念の積極的な側面である地域の自主的発展や独立的な企業の展開の基盤があったと考えられる。(大林弘道[2005])
- 16) <http://joreimaster.leh.kagoshima-u.ac.jp/>を参照されたい。1999年7月13日開設以来、2004年6月20日WEB例規集を公表する自治体が1,000を超え、2005年9月2日にアクセス数が100万を超えた。
- 17) 一覧表を文末に掲載したので、参照されたい。
- 18) 自治体の政策形成については、もはや職員だけが考えればいいという時代ではない。自治体職員では限界がある。地域に関わるNPOや地域住民、そして

政策のプロともいべきシンクタンク、コンサルタント研究員もともに手を携えて、知恵を出していかなければ地域間競争には勝ち残れないのである。」(田村秀[2004]p.ii)

- 19) 『...中小企業基本法改正により、中小企業施策の政策理念は...大きく転換されました。しかし、その後の景気低迷等を受け、かかる理念を具現化するために必要な各種施策について、総合的かつ抜本的な検討は十分なされていませんでした。』「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業新事業活動促進法)を第162通常国会において制定し、予算や税制などの支援措置も含めて中小企業施策の骨太化を行いました。」(中小企業庁事業環境部企画課[2005], p.14)

#### 参考文献

- 内橋克人[2005]『「共生経済」が始まる』日本放送出版協会
- 大林弘道[2000]『中小企業運動論・序説』『企業環境研究年報』,第5号
- 大林弘道[2001]『戦後日本の経済団体と中小企業運動』,『企業環境研究年報』,第6号
- 大林弘道[2002]『米国研究者による中小企業運動論』,『企業環境研究年報』,第7号
- 大林弘道[2003a]『中小企業基本法の制定・改正と中小企業運動』,『企業環境研究年報』,第8号
- 大林弘道[2003b]『日本経済の再生と中小企業運動』,『大原社会問題研究所雑誌』,第541号
- 大林弘道[2005]『中小企業基本法と沖縄』,『同友会景況調査報告(DOR)』,第72号
- 幸田雅治他[2004]『政策法務の基礎知識』第一法規
- 永山利和[2002]『EU,OECDにおける「中小企業憲章」の採択と中小企業政策に対する意義』(永山利和監修『小企業憲章と欧州の中小企業政策』,全国中小企業者団体連絡会,所収)
- 三井逸友[2005]『21世紀最初の5年におけるEU中小企業政策の新展開-2000年「欧州小企業憲章」の意義と今後の中小企業政策』「中小企業総合研究」,創刊号
- 中小企業家同友会全国協議会[2003]『2004年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言』
- 中小企業家同友会全国協議会[2003]『中同協』
- 中小企業家同友会全国協議会[2004]『中同協』
- 中小企業家同友会全国協議会[2005a]『中同協』
- 中小企業家同友会全国協議会[2005b]『中小企業憲章学習ハンドブック』同協議会
- 田村秀[2004]『政策形成の基礎知識』第一法規
- 中小企業庁事業環境部企画課[2005]『中小企業新事業活動促進法の概要について』,『中小公庫マンスリー』,Vol.52, No.5

# 魅力ある地域づくりの提言と実績

北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部

事業名	概要	提言年	実現年	事業費
しらゆき団地	「住まい造り実行委員会」を発足させ、25区画の団地整備を提言。	86.2	88	4億円
サンモリッツ団地	しらゆき団地整備の際に出た課題をクリアするために、イタリア・ドイツへ自費視察を行い、より豪雪地帯に適した住みやすい団地整備(35区画)を提言。	88.10	91.10	6億円
旭ヶ丘スキー場の整備	冬場の充実した活用と夏場の活用(キャンプ場・パークゴルフ場等)のための整備を提言。	87.7	00	10億円
旭ヶ丘公園に桜の植樹	旭ヶ丘公園に桜を1,500本植える運動を提言。(樹高2.5mの添木付を町内の方、町外の倶知安町ゆかりの方に5,000円で購入していただき植樹)	87.7	89	250万円
ユースホステルの見直し	ユースホステルの再整備と併用した多目的の建物を建設するよう提言。	87.7	01	1.8億円
メルヘン(基線)通り整備	メルヘン通りの歩道の拡幅、まちなみデザインの統一を主とした整備事業を提言。	87.7	05完成予定	25億円
レルヒ記念公園	日本スキーの父、レルヒ中佐の像(民間寄贈1,200万円)を核とした公園整備を提言。	85	88	1.8億円
倶知安小学校に木を活かした「ぬくもり」づくり	倶知安小学校の立替の際に、全面コンクリートづくりにするのではなく、木の暖かさ「ぬくもり」を活かす建物づくりを提言。	87.7	90	
尻別川リバーパーク	尻別川の倶知安橋から富士見橋までの河川敷地を「水と親しむ場」や「冒険広場」などの公園として整備するよう提言。	87.7	93	3億円
太鼓のロクさんの羊蹄太鼓を町の無形文化財に位置づける	創作太鼓で有名な高田緑郎さん(通称太鼓のロクさん)の技術を後世まで継承していけるよう、倶知安町の無形文化財に位置づけることを提言。	87.7	91	
「じゃが祭」の見直し	後志の4大祭りの1つである「じゃが祭」のマンネリ化を防ぐため、住民参加型、国際性を持たせる必要性などを提言。	87.7		
小川原脩美術館の建設	倶知安町、後志を代表する画家・小川原脩氏の美術館建設を提言。	90.11	99.11	8.5億円
ニセコ高原比羅夫線	国道からペンション街を抜け、ニセコのヒラフスキー場に進める道整備を提言 (約100万円かけ測量・予算組みを行い、提言)	95	05完成予定	40億円
サンモリッツ大橋		95	05年完成予定	